

三重県議会議会改革諮問会議設置条例

平成 21 年 3 月 25 日
三重県条例第 39 号

(設置)

第 1 条 三重県議会基本条例(平成 18 年三重県条例第 83 号)第 12 条の規定に基づく附属機関として、三重県議会議会改革諮問会議(以下「諮問会議」という。)を置き、その組織及び運営に関しては、この条例の定めるところによる。

(所掌事項)

第 2 条 諮問会議は、議会改革に関する必要な事項について議会の諮問に応じて調査審議し、及び議会に意見を申し出ることができる。

(組織)

第 3 条 諮問会議は、委員 5 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、学識経験を有する者その他議長が必要と認める者のうちから、議長が委嘱する。

2 委員の任期は、平成 23 年 4 月 29 日までとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 諮問会議に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第 6 条 諮問会議の会議は、会長が招集し、その議事をつかさどる。

2 諮問会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 諮問会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決すところによる。

4 諮問会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務)

第 7 条 諮問会議の事務は、議会事務局において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、諮問会議の運営その他諮問会議に関し必要な事項は、会長が諮問会議に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成 23 年 4 月 29 日限り、その効力を失う。